

令和 7 年（2025 年）5 月 29 日
市民協働部市民課

住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価書（素案）への意見公募手続の結果について

令和 7 年（2025 年）3 月 1 日～3 月 30 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ	1	4
3	電子メール		
4	電子申込システム		
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	1	4

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	1	4
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	その他（市民等の区分が未記入のもの）		
	合計	1	4

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	住記システムにログインする際の認証には、ID・パスワードによって管理を行っているとの記載があるが、ID方式での認証を行う場合、職員個々におけるショルダーハック等、人為的な情報管理に関する対策も必要ではないか。	端末は外部から覗くことのできないよう配置しており、のぞき見防止フィルターを使用しています。 また、ログ確認により不審な検索などを行っていないか調査するなど、対策に努めます。 総務省のガイドラインに基づいて、人的管理措置を適正に講じており、その確認のため内部監査を定期的に行っています。
2	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っているとの記載があるが、確認用帳票に個人情報が記載されている場合はそれ自体がリスクとなりうるため、システム内で確認を行うことが望ましいと考える。	標準化後のシステムにおいては、システム内のチェック機能の詳細や処理工程・処理時間の違い等の確認をしながら、もっとも効率的でリスクの低い処理方法を検討しています。 また、確認後の帳票については最終廃棄に至るまで、第三者の目に触れないよう適切に管理しております。
3	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	市がオンプレミスで運用しているサーバ等のハードのセキュリティ対策についての記載がないが、ハードについてもNISCの政府統一基準群・機器等リストやCC認証に準拠しているものであることを担保するべきではないか。	NISCの規程は国を対象としたものであり、地方公共団体はNISCにおけるセキュリティ対策も取り入れ作成されている情報セキュリティポリシーガイドラインを元に各団体のセキュリティポリシーを策定しています。 豊中市情報セキュリティ対策基準第108条第3号では「調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記すること。」と規定されています。 また、上記ガイドラインにおける機器等の選定基準にはCC認証の考え方 auch 取り込まれております。 加えて今後、ガバメントクラウドにデータが移行するため、市がオンプレミスで運用するサーバはなくなる見込みです。

4	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	ハードコピーは情報持ち出しのリスク要因であるため、ハードコピーの取得のログを作成し、トレーサビリティを担保するべきではないか。	端末・システム・プリンタのログを取得し、ハードコピーを取得した履歴を確認することが可能な仕組みとなっております。また、今後はログ取得機能を備えたハードコピーソフトウェアを導入予定です。 帳票を用いての確認は、業務の効率を考えたうえで必要なフローであるという見解です。画面上で確認するなど、紙に出力しない運用への変更は検討しています。 出力した帳票は、項番 2 の市の考え方に記載のとおり、適切な手順で廃棄されます。
---	-------------------------------	---	--